

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年3月2日	商都交通 株式会社(法人番号 3120001081628) 代表者 三野 勝 義	大阪府大阪市中央区瓦屋 町3丁目4番19号	生野営業所	大阪府大阪市生野区巽中1丁目1番3号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	4	0
令和8年3月2日	株式会社 エニーウェア(法人番号 4120001251790) 代表者 良元 現 雄	大阪府東大阪市金岡4丁 目2番18号	本社営業所	大阪府東大阪市金岡4丁目2番18号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年3月4日	株式会社 625タクシー (法人番号 7120001220231) 代表者 井澤 義 正	大阪府吹田市津雲台7丁 目1番D-113号	生野営業所	大阪府大阪市生野区舍利寺2丁目15- 23	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年1月6日及び同年2月2日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が確認された。(1)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記載不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年3月5日	株式会社 未来都(法人番号 2120001159689) 代表者 宮崎 聡	大阪府門真市殿島町11-6	八尾営業所	大阪府八尾市安中町1-3-29	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	6	0
令和8年3月5日	東京・日本交通 株式会社(法人番号 4120901039716) 代表者 島山 明 秀	大阪府大阪市西淀川区竹 島四丁目10番8号	西淀川営業所	大阪府大阪市西淀川区竹島4丁目10番 8号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	4	0
令和8年3月10日	山陽タクシー株式会社(法人番号 9140001016147) 代表者 吉田 育 朗	兵庫県神戸市長田区御屋 敷通3-1-1	垂水営業所	兵庫県神戸市垂水区東垂水町流田710	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和7年8月26日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年3月10日	株式会社 奄美タクシー尼崎（法人番号2140001054649）代表者 名島直久	兵庫県尼崎市御園1丁目18番	本社営業所	兵庫県尼崎市御園1丁目18番	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年12月4日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)	1	0
令和8年3月25日	真和自動車 株式会社（法人番号1120001109455）代表者 小池 史朗	大阪府大阪市東成区東今里3丁目12番22号	本社営業所	大阪府大阪市東成区東今里3丁目12番22号	文書警告	道路運送法第30条第3項	令和7年8月27日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)特定の旅客に対する不当な差別的扱い(道路運送法第30条第3項)	0	0